

山口FPの

## 事業承継

## A to Z



ファイナンシャル・プランナー  
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

## 種類株式をご存知ですか？

### 議決権の分散防ぐ議決権制限株式

新年、おめでとうございます。山口大介です。皆さんは種類株式をご存知でしょうか。これは特別な性質を持つ株式のこと。会社法では9種類が認められており、定款に規定し、登記事項となっています。その中に、「議決権制限株式」という種類株式があります。これは株主総会で議決権を行使できない制限が付いている株式ですが、今回はまず、この種類株式を活用した相続(争族)対策を紹介します。

相続財産の多くが自社株式である経営者も多いものです。事業承継で問題となるのが、相続の公平性と経営の安定性の両立です。後継者以外の相続人にも一定の財産(自社株式)を残したいと思う一方、自社株式を分けることは議決権の分散につながり、経営が不安定になる可能性を心配する経営者も多いようです。

このようなケースで検討したいのが、議決権制限株式を活用した方法です。後継者に普通株式、後継者以外に議決権制限株式を相続させれば、後者の相続人は、配当を受け取ることができる一方、株主総会での議決権を持たないため、会社経営に影響を与えることはありません。

### 種類株式の発行は、よく検討の上で

その他の種類株式の一部も表2にまとめました。円滑な相続に活用できるものもあるので、詳しく見ていきましょう。

後継者に自社株式を贈与し自分は引退するつもりだが、すべて任せるのは不安などという場合に活用価値が高いのが、「拒否権付株式」。拒否権付株式は、株主総会や取締役会での決議を拒否できる権利を有する種類株式で、「黄金株」とも呼ばれます。現経営者が黄金株を持つことで、経営の最終ブレーキ役となることが期待できます。株式の分散を防ぐ方法としては、全株式を「譲渡制限株式」とする方法があります。中小企業はその株式の多くを譲渡制限株式としていることが多い(有限会社はすべて譲渡制限株式)ようですが、会社の定款や登記簿を確認することを勧めます。

種類株式の取扱いは、後々、経営の足かせとならないよう十分に注意を持って臨むことが欠かせません。例えば拒否権付株式が、現経営者以外に渡ってしまったりすると、致命的な悪影響が及ぶ可能性もあります。後々の取扱いも含め、専門家の手を借りながら、目的に合わせて活用することが大切です。

M

■ 表1 普通株式と議決権制限株式の活用例

相続人	株式の種類	配当の権利	議決権の行使
後継者	普通株式	○	○
後継者以外	議決権制限株式	○	×

■ 表2 その他の主な種類株式と内容

種類株式	内容
拒否権付株式(黄金株)	株主総会や取締役会での決議を拒否できる。
譲渡制限株式	株式の譲渡には会社の承認が必要となる。 ※有限会社はすべて譲渡制限株式、中小企業はその多くを譲渡制限株式としている。
取得条項付株式	一定の事由が生じたとき、会社が株式を取得できる。
配当優先株式・劣後株式	配当金の受取りが他の株主よりも優先あるいは劣後される。